

海外へ転出される場合などの市民税・都民税納税管理人の設定について

納税義務者（所得があり市民税・都民税が課税されている方）が海外に転出されるなど国内に住所を有しなくなった場合は、納税義務者に代わって市民税・都民税の納税や管理を行っていただく「納税管理人」を設定し、届け出ていただく必要があります。（地方税法第 300 条第 1 項、武蔵野市市税条例第 18 条）

〔市民税・都民税と市外転出について〕

市民税・都民税は 1 月 1 日（賦課期日といいます）時点で武蔵野市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方を対象として課税し、納税通知書を原則として 6 月に送付しています。（給与天引き〔特別徴収といいます〕の方を除きます）

賦課期日の翌日以降に市外へ転出された場合でも、その年度は市民税・都民税の全額を武蔵野市に納めていただくことになります。

※転出の時期により、以下の 2 つの場合があります。

- ①納税通知書の受領前（賦課期日の翌日から納税通知書送付までの間）の海外転出
⇒納税管理人を設定し、納税通知書の受領および納税管理を行ってもらう必要があります。
- ②納税通知書受領後の海外転出
⇒ i) 海外転出前に、その年度分の市民税・都民税を全額納付していただくか、
ii) 納税管理人を設定し、納税管理を行っていただきます。

〔納税管理人申告書兼承認申請書の記入方法などについて〕

納税管理人を設定する場合は、「市民税・都民税納税管理人設定届（第 27 号様式）」を武蔵野市市民税課へご提出ください。

*届出人は、原則として納税義務者の方です。

*納税義務者の方の個人番号をご記入ください。併せて個人番号カードの提示（郵送の場合は写し）、もしくは個人番号通知カードと本人確認書類の提示（郵送の場合は写しを提示）してください。

*納税義務者と納税管理人双方の同意を得たうえで、提出してください。

*帰国された場合など、納税管理人が不要となった場合は「市民税・都民税納税管理人設定届（第 27 号様式）」により納税管理人の廃止を届け出てください。

*納税管理人を変更される場合は、「市民税・都民税納税管理人設定届（第 27 号様式）」により旧納税管理人の廃止と、新納税管理人の設定を行ってください。

*郵送でもご提出いただけます。

〔その他〕

納付には金融機関の口座振替をご利用いただくと便利です。また、海外からはインターネットの「Yahoo! 公金支払い」を利用したクレジットカードによる納付もご利用いただけます（各期ごとの納期限まで）。この場合でも、納税通知書を受け取っていただく納税管理人の設定は必要です。

*納税管理人設定後は、過誤納による還付金などは納税管理人の方へ還付されます。

〔提出先及び問合せ先〕

武蔵野市財務部市民税課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 2 8 号

電話 0422 (60) 1823 (ダイヤルイン)